

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：宍粟市ハザードマップ】

当市は一級河川の揖保川や二級河川の千種川が縦断し、これらを形成する多くの支川が存在する。市ハザードマップによると、河川付近では浸水3mを越える地域が多く、特に河川の合流箇所などでは広範囲にわたり浸水し、10m未満の浸水が予想される地域もある。市の中心部である中国自動車道山崎インターチェンジ付近の国道29号線沿いも浸水が予想されるため、物流に影響を及ぼす可能性が高い。商工業者へのリスクとしては店舗への浸水や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

【土砂災害：宍粟市ハザードマップ】

当市は山地が約9割を占め、急峻な地域が多く、集落が谷合で形成されている。斜面や麓にかけて住宅が並ぶ地域もある。市ハザードマップによると、市域のほとんどの地域で土砂災害の発生する可能性があることがわかる。風水害や地震を起因とする土砂災害（山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等）が発災することが想定される。商工業者へのリスクとして店舗や工場などへの土砂流入による復旧費用の高額化、幹線道路の通行止めによる物流の停滞などが想定される。

【地震：地震調査研究推進本部】

市南部には山崎断層帯が横断しており、西暦868年にマグニチュード7を超える地震があったと記録が残っている。地震調査研究推進本部によると、山崎断層帯主部（北西部）において、今後30年以内に地震が発生する確率は1%以下とされている。

発生確率としてはやや高いものであり、実際に発災した際には、震源地付近では最大震度7に達することもあり得る。宍粟市中心部の山崎町に近く、建物倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。この地域は商業、工業も集積しているため、商工業者へのリスクとして産業全体のサプライチェーン棄損や幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化、復旧費用の高額化、にぎわいの喪失などが想定される。

【その他】

新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

さらに、市北部には氷ノ山や三室山など1,000mを超える山々があり、冬季になると積雪が観測される。近年は気候変化に伴い降雪量は減少しているものの、数年に一度は記録的な積雪に見舞われている。

また業種を問わず、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等は事業活動の停滞、復旧の長期化、復旧費用の高額化が想定されることから、それらのリスクへの対策が必要となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,906 事業所
  - ・小規模事業者数 1,642 事業所
- ※令和3年度経済センサスデータ

業種		商工業数	小規模事業者数	備考（事業所の立地条件）
商工業者	商業	1,115	870	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山崎地域⇒ 揖保川、菅野川沿いに多く立地し、山崎断層に近く地震や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。</li> <li>・一宮地域⇒ 山間部や揖保川沿いに多く立地し、山崎断層による地震や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。</li> </ul>
	工業	791	772	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波賀地域⇒ 山間部に位置しており、地震や土砂崩れで国道29号線が遮断されるとあらゆる流通がストップしてしまうことが想定される。</li> <li>・千種地域⇒ 山間部や千種川沿いに多く立地し、地震や大雨による土砂崩れや川の氾濫での浸水被害が想定される。</li> </ul>

※商工会員構成で按分 1,310 会員（商業 697：工業 613 53%：47%）

(3) これまでの取組

1) 宍粟市の取組

・防災計画の策定

市域の災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的に策定している。

・防災訓練の実施

自治会（自主防災組織）や防災関係機関、市などが連携協力して、迅速かつ適切な災害対応が行えるように、総合防災訓練を毎年実施している。

・災害用備蓄品の確保

食料など期限のある品目については、被害想定に基づいて備蓄数を算出し、複数年に分割してローリングストックを行っている。また、行政間や民間事業者との応援協定を締結し、災害時における必要物資の確保を図っている。

2) 宍粟市商工会の取組

・台風や大雨災害が発生後、翌日から1週間の期間中に各事業所へ被害の聞き取り調査や巡回による被害状況確認を行い、西播磨県民局や兵庫県商工会連合会へ被害状況の報告を行った。

・事業者へのBCPに関する周知

- ① 小規模事業者に対するBCP普及啓発セミナー開催
- ② 巡回及び窓口での経営指導時に、事業所立地場所における災害リスクへの備えについて、事業継続力強化計画及び事業継続計画（BCP）（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の必要性を説明
- ③ 商工会報発送時や会議、セミナー開催に合わせ各事業者へ施策についての広報物を配布

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

【小規模事業者に対する災害リスクの周知】

- ① 兵庫県共済協同組合と共催で事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー（WEBセミナー）を実施した。（年1回）また支援力向上のため当該セミナーを職員に受講させた。
- ② 市内小規模事業者に対し事業継続力強化計画及び事業継続計画（BCP）（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定に係る指導を行った。
- ③ 経営相談窓口を設置し、専門家による事業継続力強化計画の策定支援を行った。
- ④ 会報（年3回）や各種施策情報の配布時、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や共済の紹介を行った。

【商工会自身の事業継続計画策定】

- ・宍粟市商工会事業継続計画を策定した。（令和3年7月）

II. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 市内小規模事業者は、災害リスクが浸透しておらず、取組状況も十分に把握できていない。
- ② 本計画の実行にあたり、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える職員だけでなく、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識が不足している。
- ③ 地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。

【対処】

- ① 引き続き、市内小規模事業者に対して周知を行うとともに、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画認定事業者一覧や過去の指導カルテなどから、未認定事業者、認定後更新していない事業者などを把握する。
- ② 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言については、兵庫県共済協同組合、中小機構などと連携しセミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員について兵庫県共済協同組合や他の支援機関などが開催するセミナーに積極的に参加させ、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ③ 当市関係部署、当会で年1回の連絡会議を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を協議する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

III. 目標

- ・市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・巡回や窓口指導時、BCP策定に向けた情報提供や全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社等との個別相談等を実施する。
- ・BCP策定支援に向けて当会職員を対象に兵庫県共済協同組合や他の支援機関などが開催するセミナーに積極的に参加させ、職員の支援力を向上させる。

具体的には、以下の目標を設定し、取り組んでいくこととする。

- ① 年1社の事業者に対して、事業者BCPの策定・見直し支援を行う
- ② 年3社の事業者に対して、事業継続力強化計画の策定・見直し支援を行う
- ③ 上記目標達成のため、年1回のセミナー及び年5回の専門家相談を行う

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標			
			セミナー開催	専門家相談	BCP	事業継続力強化計画
1,906	1,642	R8	1回	5回	1事業所	3事業所
		R9	1回	5回	1事業所	3事業所
		R10	1回	5回	1事業所	3事業所
		R11	1回	5回	1事業所	3事業所
		R12	1回	5回	1事業所	3事業所

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～ 令和13年3月31日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
  - (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握
    - ・経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画認定事業者一覧や過去の指導カルテなどから、未認定事業者、認定後更新していない事業者などを把握する。
  - (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容
    - ・巡回及び窓口での経営指導時に、事業所立地場所における災害リスクへの備えについて、事業継続力強化計画及び事業継続計画（BCP）（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の必要性を説明するとともに、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社等との個別相談等を実施する。
    - ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、各種保険制度の紹介等を行う。
    - ・兵庫県共済協同組合と共催で事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー（WEBセミナー）を実施する。

(3) フォローアップ

- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、支援した事業者の計画期間を把握し、巡回及び窓口での指導、専門家による個別相談などにより計画の再策定、再申請につなげる。
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回指導時等に計画の見直しについての指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・商工会HP等から中小企業庁の強靱化ポータルサイトの事例集を閲覧できるようリンクを貼り、事業継続力強化に関する好事例を紹介する。

(5) 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスターや広報物の掲示・配架を依頼、セミナー等共催。

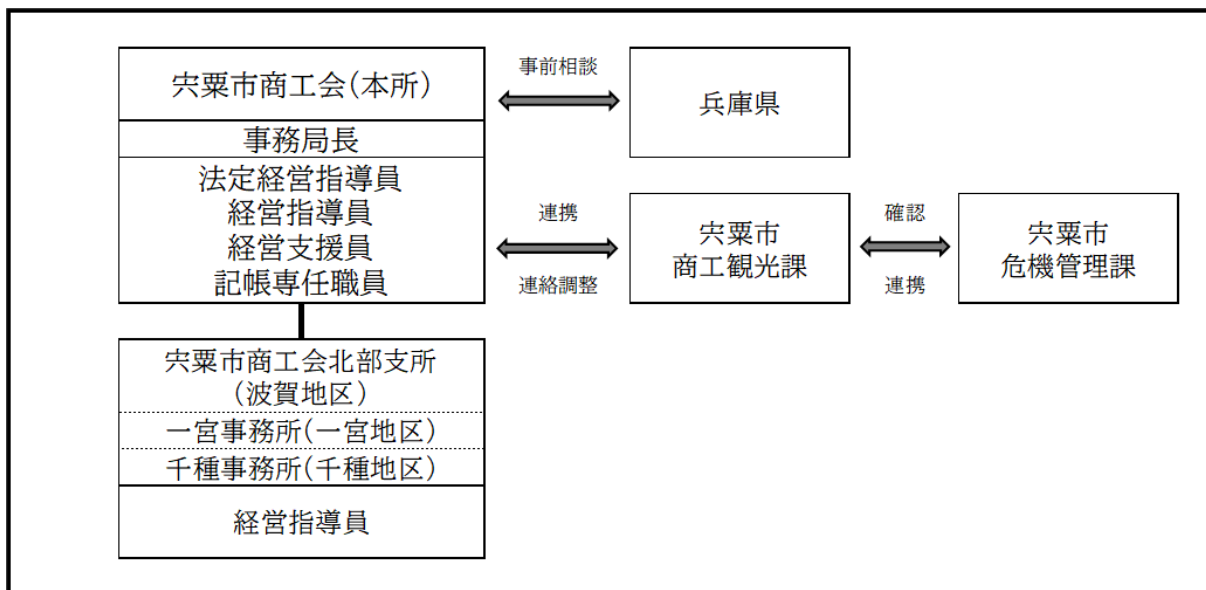
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- ① 都道府県及び関係市町村との連携体制
  - ・ 当会、当市関係部署が連携し、地域の実情を踏まえた災害利するを把握するとともに本計画の支援方針を協議するため年1回、連絡会議を開催する。
  - ・ また、認定主体である兵庫県と事前に相談調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。
- ② 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制
  - ・ 正規職員12名を4チームに分け、巡回・窓口相談時に事業者の状況を聞き取り、聞き取った内容から支援先事業者を選定し、4チームに割り当てる。法定指導員以下、各指導員を中心に策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
  - ・ 保険加入等については、兵庫県共済協同組合と連携し、加入勧奨を行う。
- ③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制
  - ・ 事務局長、法定指導員1名、経営指導員3名の体制で実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
  - ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と、当市関係部署の連絡会議(年1回開催)で評価し、次年度の支援内容の検討を行う。
- ④ 経営指導員等の資質向上に係る体制
  - ・ 兵庫県共済協同組合と共催で実施する小規模事業者に対する普及啓発セミナー(WE Bセミナー)に職員を参加させ、また必要に応じ職員向けの勉強会を開催し、専門知識の習得や最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宮本 浩行・高橋 一将 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・宍粟市との連携窓口
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

宍粟市商工会 経営支援課

〒671-2577 兵庫県宍粟市山崎町山崎205

TEL 0790-62-2365 Fax 0790-62-4731

E-mail [info@shiso.ne.jp](mailto:info@shiso.ne.jp)

②関係市町

宍粟市産業部商工観光課

〒671-2577 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

TEL 0790-63-3127 Fax 0790-63-1282

E-mail [shoko-kk@city.shiso.lg.jp](mailto:shoko-kk@city.shiso.lg.jp)

宍粟市市長公室危機管理課

〒671-2577 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

TEL 0790-63-3119 Fax 0790-63-3064

E-mail [kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp](mailto:kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	320	320	320	320	320
・専門家派遣費	120	120	120	120	120
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・啓発普及費 (通信費)	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・兵庫県補助金・宍粟市補助金・その他補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

